

江別アンテナショップGET'S管理運営及びリニューアル業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

江別アンテナショップGET'Sは、国の近代化産業遺産及び登録有形文化財である旧ヒダ工場を活用した商業施設EBRI(エブリ)にある観光案内機能を備えたアンテナショップです。江別の特産品はもとより、姉妹都市グレスラム市と友好都市土佐市の特産品・記念品の販売や展示をしています。

市では、アンテナショップGET'Sにおける観光案内機能の拡充を目的として、リニューアルを実施します。

江別アンテナショップGET'S管理運営及びリニューアル業務を委託するにあたり、公募型プロポーザルの参加事業者を募集します。

2 業務概要

- (1)業務名 江別アンテナショップGET'S管理運営業務
- (2)委託費の上限 管理運営費(人件費、共益費) 4,000千円(消費税額含む)(11月～3月)
リニューアルに伴う改装及び備品に係る費用は管理運営費とは別に、市が負担します。ただし、次の金額を上限とします。
リニューアルに伴う改装費 1,000千円(消費税含む)
備品 650千円(消費税含む)
- (3)業務内容 別紙「江別アンテナショップGET'S管理運営及びリニューアル業務仕様書」のとおり
- (4)業務期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

3 参加資格要件

- (1) 個人又は団体(法人格の有無は問わない。)であること。ただし、個人、団体又は団体の代表者が次に該当する場合は申込みの資格がありません。
- ① 法律行為を行う能力を有しない者
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ④ 地方自治法(昭和22年政令第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - ⑤ 市区町村税・法人税・消費税・地方消費税を滞納している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力的集団の構成員である者
- ※団体で申込の場合、その団体の構成員が単体で申込みすることはできません。(重複申請は認めません。)
- (2) 応募に関する費用は、全て応募者の負担とします。
- (3) 原則として、提出書類の変更は認めません。
- (4) 提出書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、市が審査結果の公表時及びその他必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で使用及び公表できるものとします。
- (5) 応募者から提出された書類は、返還しません。

(6) 複数の個人・団体で構成するグループでの応募も可能ですが、応募時には、代表者とその他の構成員を明らかにし、構成員は(1)①～⑥に該当しない者としてします。

4 日程(予定)

内容	日程・期限
公募開始	令和6年6月11日(火)
質問受付期限	令和6年6月18日(火)午後5時まで
質問に対する回答期限	令和6年6月24日(月)
参加意思表明書兼誓約書提出期限	令和6年7月 1日(月)午後5時まで
企画提案書提出期限	令和6年7月26日(金)午後5時まで
第1次審査(書類審査)※	令和6年7月29日(月)
第1次審査結果通知	令和6年7月30日(火)
事業者選定委員会	令和6年8月 8日(木)
選定結果通知	令和6年8月 9日(金)発送予定

※第1次審査(書類審査)は、応募が3者を超えた場合に行い、3者以下の場合は、第1次審査を行わず、事業者選定委員会のみ行います。

5 本業務に係る質疑応答

(1)質問方法 質問書(様式1)により、電子メールのみの受付とします。

※電子メールの件名は「プロポーザル質問」としてください。

(2)メールアドレス kankoshinko@city.ebetsu.lg.jp

(3)受付期限 令和6年6月18日(火)午後5時まで

(4)回答方法 質問及び回答は、質問者名を伏せ令和6年6月24日(月)までに江別市ホームページに掲載します。ただし、質問が本事業者選定委員会の評価等に影響を及ぼす恐れがある内容の場合は、回答しないことがあります。

なお、質問によって、本実施要領及び仕様書の内容に変更が生じた場合は、回答をもって周知したものとします。

6 公募型プロポーザル参加意思表明書兼誓約書の提出

(1)提出場所 江別市経済部観光振興課

(2)提出期限 令和6年7月1日(月)午後5時まで

※郵送の場合は、当日必着

(3)提出方法 郵送又は持参

※郵送の場合は、郵便物の到着確認が可能な方法(レターパックや特定記録等)で送付してください。

※持参の場合は、平日午前8時45分から午後5時まで

(4)提出書類 各1部

① 公募型プロポーザル参加意思表明書兼誓約書(様式2)

② 会社概要 所在地、資本金、事業内容、社歴等が確認できるもの(パンフレットの使用可)

③ 証明書等(※グループでの応募の場合は、代表構成員の書類を提出してください。)

ア 印鑑証明書又は印鑑登録証明書(最近3か月以内発行)…法人・個人

イ 法人登記簿の謄本(最近3か月以内発行)…法人のみ

ウ 住民票又は外国人登録済証明書(最近3か月以内発行)…個人のみ

エ 総会議案書及び議事録(最近3か年度分)…法人のみ

オ 定款及び役員名簿…法人のみ

カ 有価証券報告書又は商法上の決算報告書(最近3か年分)…法人のみ

キ 確定申告書又は源泉徴収票(前年度分)…個人のみ

ク 「3 参加資格要件(1)⑤」に該当していないことが確認できる書類

(納税証明書・未納がないことを証明する書類等)…法人・個人

※上記ア～クの内容について、追加書類を求める場合があります。

(5) その他 公募型プロポーザル参加意思表示書兼誓約書提出以降、都合により参加を辞退することとなった場合は、速やかに参加辞退届(様式3)を提出してください。企画提案書提出以降は辞退することはできません。

7 企画提案書の提出

企画提案書は、別紙「江別アンテナショップGET'S管理運営及びリニューアル業務仕様書」を十分に読み込み作成してください。

(1) 提出場所 江別市経済部観光振興課

(2) 提出期限 令和6年7月26日(金)午後5時まで

※郵送の場合は、当日必着

(3) 提出方法 郵送又は持参

※郵送の場合は、郵便物の到着確認が可能な方法(レターパックや特定記録等)で送付してください。

※持参の場合は、平日午前8時45分から午後5時まで

(4) 企画提案書(各正本1部、副本7部)

① 会社概要

② 本事業業務体制

③ 本事業業務工程表

④ 本事業と同種の業務実績

⑤ 企画提案書(記載の順は仕様書の5、6の順とすること)

⑥ 見積書(積算内訳を含む)

※各提出書類の様式は任意とします。ただし、用紙サイズはA4とします(A3折込可)。

(5) その他

① 著作権及び使用権が第三者に帰属するものを無断使用しないこと。使用上の問題が発生しても、本市は一切責任を負いません。

② 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは認めません。

※ただし、市が内容の訂正を求める場合は、この限りではありません。

③ 書類の作成、提出及び事業者選定委員会参加に係る費用は、すべて参加者の負担とします。

④ 提出された書類は返却しません。

8 選定方法

本業務の優先契約交渉事業者については、別途設置する選定委員会において審査及び選定します。

(1) 第1次審査(書類審査)

- ① 評価基準の各項目について事業者を評価し、選定委員会によって順位付けを行います。
- ② 各委員の得点の合計点数に基づき、上位3者をプレゼンテーションの参加事業者として決定します。

(2) 事業者選定委員会(プレゼンテーション審査)

- ① 評価基準の各項目について事業者を評価し、選定委員会によって順位付けを行います。
- ② 各委員の得点の合計点数が最も高い事業者を優先契約交渉事業者として選定します。上位者の合計点数が同点となった場合は、委員の多数決により決定します。

(3) 評価基準

第1次審査及びプレゼンテーション審査の評価基準は、執行体制・スケジュール・提案内容等、本業務を遂行するにあたっての充実度を主な評価基準とします。

(4) 留意事項

- ① 参加事業者数が1者の場合でも、プレゼンテーションは実施します。
- ② 事業者選定委員会(プレゼンテーション審査)において、選定委員の評価点合計の平均点が60点以下となる場合は、優先契約交渉事業者として選定しません。
- ③ 審査結果に関する異議は一切受け付けません。

9 事業者選定委員会

- (1) 事業者選定委員会は、令和6年8月8日(木)に実施予定であり、時間及び場所は、参加事業者に対し別途通知します。
- (2) 出席者は、2名以内とします。
- (3) プレゼンテーションの時間は、30分程度(プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度)とします。
- (4) スクリーン、プロジェクターは市が用意します。これらの使用を希望する場合は、事前に経済部観光振興課まで連絡してください。その他、パソコン等プレゼンテーションに必要な機器は、提案者にて用意してください。

10 選定結果通知

事業者選定委員会に参加したすべての事業者に対して、書面にて選定結果通知を発送するとともに、江別市ホームページに公表します。

11 契約手続

「8 選定方法」に記載する優先契約交渉事業者となった者は、市と協議の上、江別市契約に関する規則等の関係法令の規定に基づき、委託契約を締結します。

なお、仕様書、契約条件等の詳細については別途協議するものとします。

12 失格要件

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本実施要領等に示した提出方法、提出期限及び提出場所を守らなかった場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 提案された見積金額が提案上限額を超過している場合

13 損害賠償について

事業者は、本事業実施にあたり、江別市又は第三者に損害を与えたときは、自己の責任でその損害を賠償する義務を負います。

14 その他

- (1) 本実施要領について疑義が生じた場合は、本市の解釈によるものとします。
- (2) 江別市情報公開条例の規定により、応募書類等の公文書の公開請求があった場合は、同条例の規定により、全部又は一部を公開する場合があります。

15 提出先・問い合わせ先

067-8674

江別市高砂町6番地 江別市経済部観光振興課

電話 011-381-1091

E-mail kankoshinko@city.ebetsu.lg.jp 担当者 谷口、藤田

